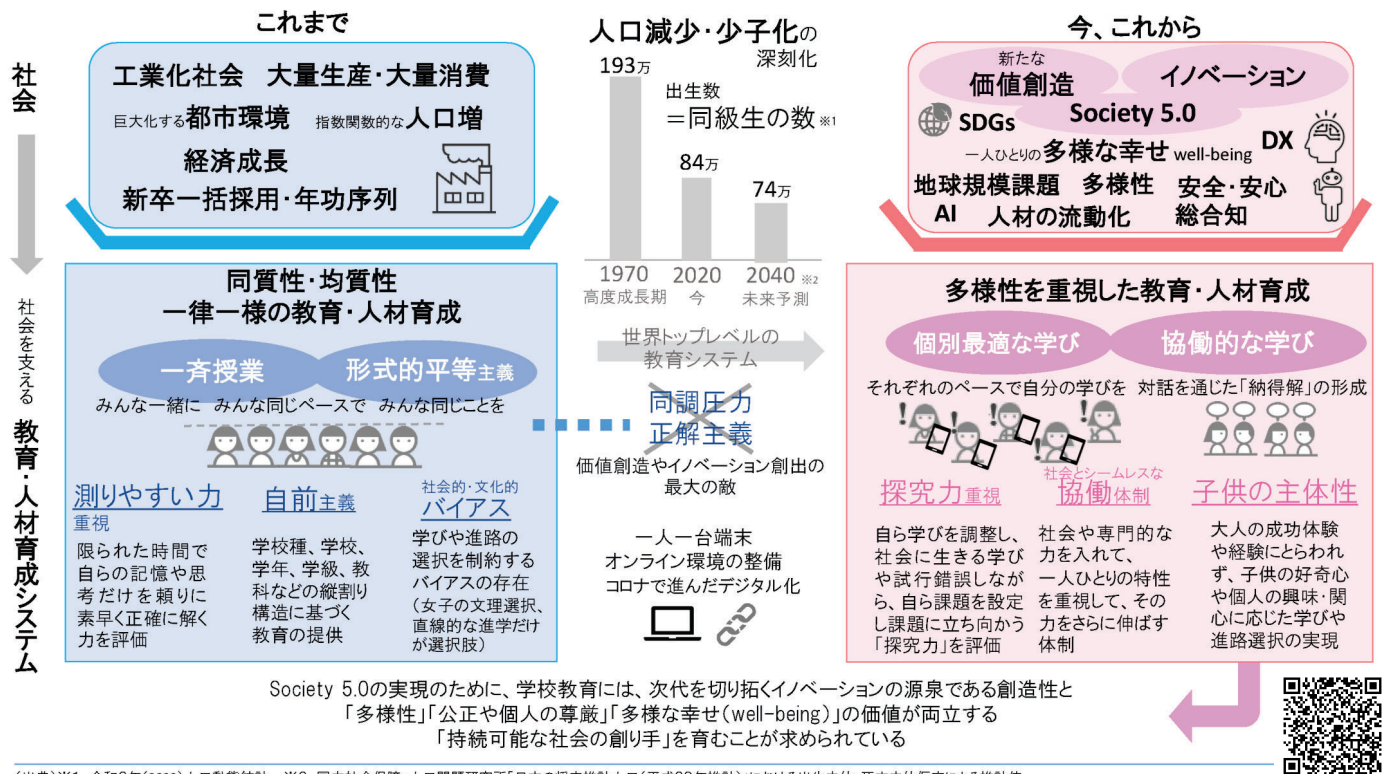


## 2. 教育・人材育成システムの転換の方向性

統制のとれた組織のもとで機械・設備に合わせて標準化される工業化社会においては、同質性・均質性を備えた一律一様の教育・人材育成が求められ、一斉授業・平等主義のもとに世界トップレベルの教育・人材育成システムが日本の大きな経済成長を支えてきた。しかし、人口減少・少子化の深刻化とともに、目の前にある「新たな価値創造」「イノベーション創出」「一人ひとりの多様な幸せ」を目指すSociety 5.0時代、DX、そしてアフターコロナという大きな時代の転換期にある今、すべての子供の可能性を最大限引き出す教育・人材育成システムの抜本的な転換が急務。



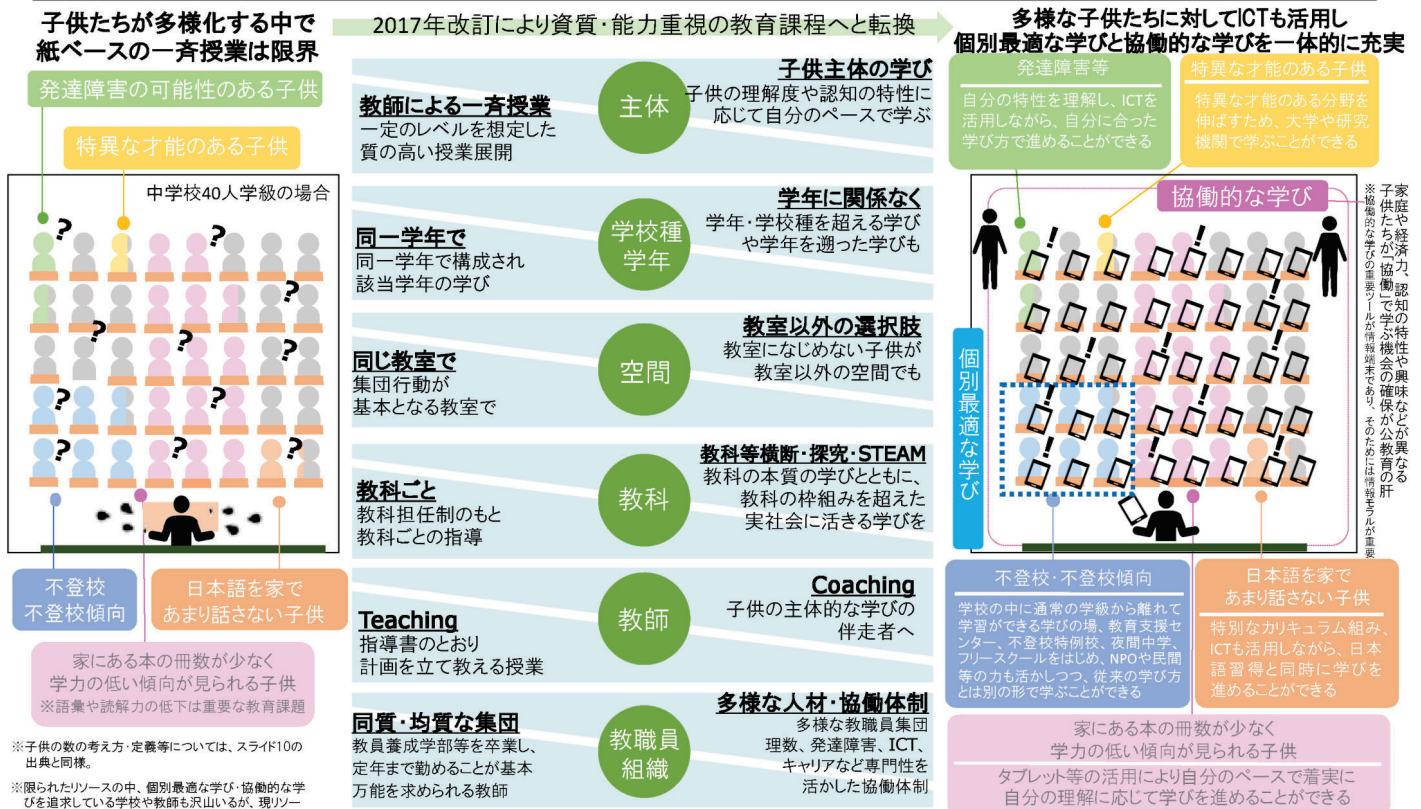
(出典) ※1 令和2年(2020)人口動態統計 ※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。

(出典) Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ総合科学技術・イノベーション会議

### 3. 3本の政策と実現に向けたロードマップ

#### 【政策1】子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化<目指すイメージ①>

すべての子供たちの可能性を最大限引き出すことを目指し、子供の認知の特性を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し、子供一人ひとりの多様な幸せ(well-being)を実現するとともに、一つの学校がすべての分野・機能を担う構造から、協働する体制を構築し、デジタル技術も最大限活用しながら、社会や民間の専門性やリソースを活用する組織(教育DX)への転換を目指す。これを実現するためには、皆同じことを一斉にやり、皆と同じことができることを評価してきたこれまでの教育に対する社会全体の価値観を変えていくことも必要となる。



(出典) Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ総合科学技術・イノベーション会議

学年別 いじめの認知件数

(単位 人)

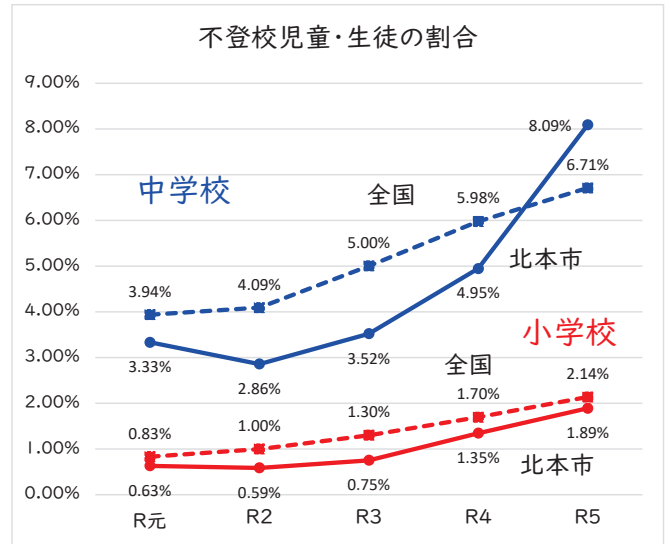
学年	全国(国立・公立・私立) ※			増加率		北本市	
	令和元年度	令和4年度	令和5年度	対R元	対R4	R4	R5
小学校	1年	87,695	104,052	107,874	23.01%	3.67%	31
	2年	96,366	109,989	116,144	20.52%	5.60%	22
	3年	91,922	104,438	111,090	20.85%	6.37%	24
	4年	82,785	93,620	100,979	21.98%	7.86%	16
	5年	71,128	79,609	85,952	20.84%	7.97%	25
	6年	54,649	60,236	66,891	22.40%	11.05%	17
	合計	484,545	551,944	588,930	21.54%	6.70%	135
中学校	1年	55,214	57,852	63,553	15.10%	9.85%	20
	2年	34,171	35,500	38,844	13.68%	9.42%	14
	3年	17,139	18,052	20,306	18.48%	12.49%	3
	合計	106,524	111,404	122,703	15.19%	10.14%	37

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から

北本市不登校児童生徒数・割合の推移

区分	年度	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	人数	18	16	20	35	49
	割合	0.63%	0.59%	0.75%	1.35%	1.89%
	全国	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%	2.14%
中学校	人数	52	44	53	72	112
	割合	3.33%	2.86%	3.52%	4.95%	8.09%
	全国	3.94%	4.09%	5.00%	5.98%	6.71%

全国の数値は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から



(出典) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



**背景**

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
- 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載  
・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

(その他) ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施  
・重大事態対応におけるチェックリストを作成  
・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

令和6年第3回定例会での一般質問における答弁（1回目）

(1) 保育所における医療的ケア児の受入れについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児とその家族に対する支援は、児童の年齢、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて、関係機関の連携の下に、切れ目のない支援体制の構築が求められております。

この1年間の取組状況といたしましては、近隣の7自治体に保育所における医療的ケア児の受入れについて状況を伺い、既に実施している自治体からはガイドライン等の情報提供をいただきました。これらを受け、現在本市におきましても、医療的ケア児の受入れ体制構築のため、ガイドラインの作成に取り組んでいるところです。

そのほか、埼玉県主催の「保育所等における障害児及び医療的ケア児の受入れに係る意見交換会」や「医療的ケア児等の支援者養成研修」に出席し、先進自治体の事例や実施において工夫している点や課題などを確認しています。

直近の取組といたしましては、鴻巣北本地域自立支援協議会に設置された「医療的ケア児の協議の場」を活用し、保育課担当者、公立保育所長、児童発達支援センター長が所沢市への視察に参加しました。

医療的ケア児の受入れ場面を見せていただきながら、責任者や担当保育士から直接話を伺い、人員体制、入所決定等のプロセス、緊急時の対応について意見交換を行いました。今後は、埼玉県保育士協会の県内視察研修会に参加し、戸田市の視察を行う予定でおります。

こうした取組で得た情報を整理し、「医療的ケア児の支援のための市内連携推進会議」や「鴻巣北本地域自立支援協議会」を活用しながら、本市の状況に合った受入れ体制の構築に取り組んでまいります。

(2) 学校における医療的ケア児の受入れについて

市内小・中学校では、現在、医療的ケア児の受入れはありませんが、令和8年度入学予定のお子様について、保護者と丁寧に就学相談を進めております。受入れの体制整備につきましては、これまでに近隣市町から情報聞き取りを行いました。

その中で、看護師を会計年度任用職員として雇用した場合、年度途中でも児童の対応がなくなったことで解雇せざるを得なかったというケースがあったことを把握しました。

このことから、柔軟な勤務が可能な派遣型の看護師の活用が有効であることが分かりましたので、本市での対応に生かしてまいりたいと思います。また、医療的ケアに係るガイドラインや看護師の雇用に係る要項については、本市に合ったものを策定するため、近隣市町の資料を取り寄せ、内容の精査を行っております。

今後も、保護者のニーズを丁寧に聞き取り、適切な対応ができるよう、引き続き体制の整備を進めてまいります。

### (3) 個別避難計画の作成と避難訓練の実施について

個別避難計画は、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、医療的ケア児を含む避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、令和3年災害対策基本法等の一部改正により、優先度の高い方から、地域の実情に応じて、おおむね5年程度で作成に取り組むことが求められております。

実効性のある個別避難計画の作成及び地域での避難訓練を進めていくため、令和6年度から鴻巣北本地域自立支援協議会の災害支援プロジェクトとして、基幹相談支援センター、訪問看護ステーション、相談支援事業所等の福祉専門職の参画の下、取組を進めており、現在は、本市の2ケース目の医療的ケア児の個別避難計画の作成に着手しております。

プロジェクトでは、個別避難計画を作成し、実際に避難訓練を行い、計画の見直しまでを行う予定となっております。

### (4) 個別のニーズ調査の実施について

令和4年度に、障がい福祉課、子育て支援課、保育課、児童発達支援センター、健康づくり課、学校教育課を構成委員とする医療的ケア児の支援のための庁内連携推進会議を設置し、医療的ケア児の支援に関わる関係課の連携体制を構築しました。

令和5年度は、ライフステージに応じた切れ目ない支援を進めるため、抱えている課題やニーズ等の情報共有をケースごとに行いました。

さらに、鴻巣北本地域自立支援協議会子ども部会の医療的ケア児のための協議の場において、令和5年度は、「医療的ケア児の御家族の思いを知る」をテーマに、医療的ケア児の方の御家族からのお話を伺ったほか、令和6年6月には、上尾市で開催された医療的ケア児の御家族との意見交換会に参加し、改めて、医療的ケア児と御家族の現状や課題について、関係市町や関係団体と共有したところです。

また、障がい福祉サービスを利用している医療的ケア児については、相談支援事業所等の関係機関等と連携し、御家族等のニーズを聞き取った上でサービスを提供しております。

加えて、障がいのある方の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付する日常生活用具等給付事業の対象品目である特殊寝台や人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー等については、医療的ケア児のニーズに応じて御案内を進めることで給付につながったケースもございます。

今後も、障がいの種別、程度、必要とする医療的ケアの内容等を考慮し、関係分野の連携を強化することにより、一人ひとりに応じた支援体制の構築を進めてまいります。

件名3『行政文書一部公開決定処分に対する審査請求の対応について』

北本市情報公開条例

(公開しないことができる行政文書)

第7条第2項

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、行政文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(略)
- (2) 法人その他の団体(略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を著しく損なうと認められるもの又は(略)。ただし、次に掲げる情報を除く。

↑『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』にはない表現

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

答申書の「第6 審査会の判断」

2 条例第7条第2項第2号本文の該当性について



行政不服審査裁決・  
答申検索データベース  
(「北本市」で検索)

- (1) 略
- (2) 略

- (3) 次に、本件非公開部分が、同号の「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を著しく損なうと認められるもの」に該当するかについて検討する。

本件文書の測定結果を見るに、少なくとも令和4年8月30日の各測定時点まで、本件事業者が県条例において規制する騒音基準を超過していた事実が明らかになっている。

すなわち、本件非公開部分が公開されれば、本件事業者が、少なくとも過去のある時点までにおいて騒音基準を超過していた事実が明らかになることとなる。また、本件文書のうち令和2年7月2日付けの文書は、上記騒音について「改善措置を講じるよう指導」するものであるから、当該文書そのものが一種の行政指導である。したがって、本件文書からは、騒音基準の超過という事実だけでなく、本件事業者が行政指導を受けた事実も明らかになるものである。

- (4) 以上を踏まえて同号の該当性を具体的に検討するに、同号における「競争上の地位その他正当な利益」の中には、当該法人等の信用上の不利益も含むものと解されるところ、騒音基準の超過及びこれに対して行政指導を受けたという事実の公開が、本件事業者の信用評価に何ら不利益を及ぼすおそれがないとまでは直ちに断定し難い。

- (5) 他方で、同号は、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が「著しく」損なわれる場合に限り、行政文書の非公開を認めるものである。「著しく」という文言が用いられている以上、条例の同号の要件は、(1)項で述べた行政文書の原則公開・例外非公開の趣旨を貫徹するために、厳格に解されるべきである。したがって、条例第7条第2項第2号本文は、抽象的に当該法人等の利益が損なわれるおそれがあるだけでは足りず、利益が「著しく」損なわれる具体的な蓋然性があることを要求するものと解される。

これを前提に検討するに、本件は、資材置場での騒音が基準値を超過していたために行政

指導が行われたという事案であるところ、この事実が市民に公開されたからといって、本件事業者の信用評価が大幅に下落し、直ちに営業上の問題が生じるとまでは考え難い。例として、飲食店において衛生上の観点から行政指導が行われたという情報が公開される場合と比較すると、本件の信用上・営業上の影響は小さいというべきである。

また、そもそも、詳細な測定数値は別として、本件は騒音の問題であるため、測定場所を現に訪れれば騒音の程度は誰にでも把握できたのであり、かつ、騒音が明らかに大きい場合に行政指導を受け得るのは当然のことである。すなわち、本件の行政指導は、一般市民からしても想像し得る範囲の行政指導であって、その意味でも公開されることの影響は大きくないと言いうことができる。

(6) よって、本件非公開部分を公開したとしても、本件事業者の信用上の不利益が著しく損なわれるという具体的な蓋然性は認定できず、「競争上の地位その他正当な利益を著しく損なう」(条例第7条第2項第2号本文)とは認められないため、本件非公開部分は非公開事由に該当せず、条例第5条に基づいて公開すべきである。

なお、処分庁は、同号該当性について、本件非公開部分の公開は、県条例を超えた制裁を科すことになり、県条例の趣旨を没却することになると主張する。しかし、同号はあくまで当該法人等のいかなる利益が損なわれるのかの問題であって、県条例との制度上のバランスの問題から結論が導かれるものではない。また、そもそも、本件は請求者に対する情報公開の場面であって、市民全体に対する制裁としての公表とは場面を異にしている。

答申書の「4. 付言事項(非公開事由の立証責任について)」

処分庁は、条例第7条第2項第2号ただし書Aについて、審査請求人らから健康被害を裏付ける資料等の提出がなく、本件非公開部分を公開した結果どのように住民の健康が保護されるのかについて具体的な根拠の主張もされていないことから、同号ただし書Aには該当しないと判断した旨主張している。前記のとおり、本件において同号ただし書A該当性については判断しないものの、念のため、上記の処分庁の主張についてのみ付言する。

前記2(1)項で述べたとおり、情報公開制度は、法においても条例においても同様に、行政文書の原則公開を前提として、一定の場合に例外としての非公開事由を定めるものである。したがって、非公開事由該当性についての立証責任は処分庁が負うと解するべきであり、これは判例上も確立した考え方である。この理は、条例第7条第2項第2号本文のみならず、同号ただし書Aについても同様である。

すなわち、本件に即して言えば、処分庁において、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報」(同号ただし書A)に該当しないことを立証する責任を負うものであり、少なくとも、処分庁の側が、審査請求人らからの資料提供の不足を、同号ただし書A該当性を否定すべき理由として主張することは許されない。よって、かかる点の処分庁の主張は採用できないものであることを付言する。